

名 称		南台地区計画（平成24年3月1日みよし市告示第4号）	
位 置		みよし市打越町諸輪坂、清水釜及び黒山の一部	
面 積		約5.7ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、本市中心部より南東方向約2.0kmに位置し、民間の住宅団地造成により、道路等の公共施設及び宅地の整備が行われた地区である。</p> <p>そこで、本計画ではこの事業効果の維持を図り、事業後に予想される敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止するとともに、秩序ある低層住宅地を計画的に誘導し、良好な都市環境を形成・保持していくことを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	一戸建て専用住宅を主体とした良好な住環境を維持していく。	
	建築物等の整備の方針	住宅地として、良好な環境を維持するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地・高さの制限等により、必要な規制と誘導を図る。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専用住宅（1戸建てに限る。）</li> <li>2. 集会所</li> <li>3. 污水处理施設にかかる建築物</li> <li>4. 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5で定めるものを除く。）</li> <li>5. 建築基準法施行令第130条の4第3号で定める公益上必要な建築物</li> </ol>
		建築物の容積率の最高限度	15/10
		建築物の建ぺい率の最高限度	6/10
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物置、車庫、その他これらに類する用途に供する建築物で、その軒の高さが2.5m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内であるもの</li> <li>2. 地下が設けられている建築物の地下部分又は建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</li> <li>3. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</li> </ol>
		建築物等の高さの最高限度	10m
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあたっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限り。）としなければならない。ただし、門扉にあたっては、当該部分の道路からの見附面積が5㎡以下のものはこの限りでない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」